令和８年11月９日

事故等原因調査等の申出書の受付について（ご連絡）

平素より、消費者安全の確保のためにご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、貴殿からの消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第28条第１項の規定に基づく事故等原因調査等の申出について、以下のとおり受け付けましたのでお知らせします。

申出の内容等について問合せを行うことがございますので、その際はご協力ください。

今後は、消費者安全調査委員会において選定指針等により検討を行い、事故等原因調査等の必要性を判断いたします。その結果、必ずしも原因調査が行われるものではありませんが、いただいた申出情報は生命身体事故等の情報として消費者庁において集約し、再発防止・拡大防止に活用させていただきます（申出書の内容については、消費者安全調査委員会から消費者庁へ生命身体事故等の情報として通知する場合があります（法第29条第１項及び第２項））。

個人の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除いた申出内容の概要を、生命身体事故等の再発防止・拡大防止のため、消費者安全調査委員会又は消費者庁が、事故報告書以外でも公表する場合があります。事故報告書以外での公表を望まない方はご連絡ください。

また、申出内容について、関係者に対して事故等原因調査等の申出があった旨を伝えて、ヒアリングを行う場合があり、その際、貴殿の申出事故等について、関係者に特定される可能性があります。当該ヒアリングを望まない方はご連絡ください。

なお、死亡事故や重傷事故（法第２条第７項第１号に掲げる事故）の被害者等から、申出を受け付けた場合には、被害者等に調査を実施するかどうか等の通知を行います（法第28条第３項）。

［受付年月日］

［受付番号］

［本件に関するお問合せ先］
消費者庁消費者安全課　事故調査室
電話０３－３５０７－９２６８（平日10時～17時）